

Title	第十六世紀アンヴェルスにおける商業と道徳
Sub Title	Commerce and Moral in 16th century Antwerp
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.12 (1951. 12) ,p.749(47)- 758(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19511201-0047
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19511201-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に至らず、むしろ其後の冷戦の深刻化はわが國に防衛基地としての復興を求めることとなり、戦前の構造的性質を再現しつつ經濟軍事化の方向を辿ることとなつた。以上の分析で明らかにされたように(一)國民生活の再生産的循環を支える農業や消費財産業(特に輸出よりも國內民需と直結する多くの中小企業)これに生産財を供給する生産の系列が弱化的方向にあり、(二)軍需生産ならびに餓餓輸出生産部門(これらは何れも巨大資本とその下請中小企業)、そのための生産部門の系列が跋行的に膨脹する傾向にある。經濟軍事化による民需壓迫は世界的問題となつており、「バターか大砲か」ということから「バターと大砲の兩方を」というウィルソン長官の提唱する動員方式も、前述の様に經濟軍事化が單に不均等發展のみならず内部構造的に不均衡を再生産する過程であることを思えば、その理想實現はむづかしい。殊に植民地を失い、原料市場、販賣市場何れの面においても昔日の自主性を失い、不利な下請加工の條件の下に著しく資本蓄積條件を悪化させている戦後のわが國——いわば國際的中小企業的地位におちたわが國——においてはこの不均等と不均衡の激化は灯を見るより明らかである。今日ではかつて各國それぞれの内部で行われた軍需負擔とその民需壓迫が國際的に擴大され、有力國から從屬的諸國にこの矛盾が「しわよせ」され、後者においてもまたその内部においてこれは巨大資本から中小企業、農民、労働者へと轉嫁され、「しわよせ」されている。こうして國民經濟構造を支える底邊が重荷を背負い切れなくなると政治・社會不安が激しくなり左右兩極への對立が激化することをここに銘記すべきである。

(一九五一・一〇・二三)

第十六世紀アンヴェルスに おける商業と道徳

渡邊 國 廣

新大陸の發見以後急速に伸張した國際貿易に依つて、アンヴェルスはブルージュに代り世界商業の一大中心となつた。即ち第十六世紀のアンヴェルスは、東印度貿易と新大陸貿易との接合點として、或ひはヨーロッパにおける三大商業幹線の集中點として、顯著な役割を演ずると同時に、低陸地方の豊かな工業生産物の集散地としても亦相當な活況を呈し、四十年代において既に年間の輸出額は、全低陸地方のその約八割に達した^(註1)。輸出品には、イタリーの絹織物・天鵝絨・その他奢侈品、ドイツの綾織綿布・葡萄酒、北歐の小麥、フランスの葡萄酒・染料・鹽、スペインの羊毛・葡萄酒、ポルトガルの香料、イギリスの羊毛・毛織物等があり、取扱商品の多様な點において正に未曾有であつた。洵に第十六世紀ヨーロッパの經濟活動に對しアンヴェルスが與へた影響は極めて大きく、複雑な商業關係を媒介としてそこに集められた巨大な富は、諸外國商人の活動と

第十六世紀アンヴェルスにおける商業と道徳

四七 (七四九)

相俟つて、この都市の名譽を高からしめたのであつた。

このやうな事情は、然し新教の普及にとつて最適の環境であつた。蓋しそれは商工業が發達した場所において最も歡迎されたからである。特に國際都市アンヴェルスは新教徒の進出にとつて絶好の場所であつた。ルッター派は一五一八年以來アンヴェルスに傳播し、一五二〇年には早くも教義の翻譯を得て、當時この都市に發生しつつあつた無産階級の間には浸透して行つた^(註2)。彼等のうちには、街頭に進出して教義の宣傳に従ふ者もあつたが、市當局の忌諱に觸れて處斷された者も少なくなく、現に一五二四年には相當数の職人が檢束されてゐる。再洗禮派も亦當局に依る死刑の威嚇にも拘はらず、低陸地方南部の工業地帯に一五二五年以來傳來し、一五六一年にはアンヴェルスその他に教會を持ち、新興階級を徐々に掌握しつつあつた。カルヴィン派は職業の尊重や利益の擁護を標榜し、大膽な宣傳活動に依つて、一五五〇年以來低陸地方に急速に擴まつて行つた。そして一五六〇年には既に貴族の一部に熱心な賛同を得たのである^(註3)。特にアンヴェルスは低陸地方におけるカルヴィン派の一大中心として重きをなし、受洗のため近郊から集る人も多く、日々増大するルッター派や再洗禮派の勢力と相並んで、アンヴェルスのカルヴィニストはこの都市の商業活動に重大な影響を與へずには措かなかつたのである。

然しながら第十六世紀アンヴェルスの大商人はその事業遂行

に關して意外にも幼稚であり、甚だ保守家でもあつた。敬虔なカトリック教徒でありながら、多額の金錢を一刻も早く儲けんがためには商業のみに頼らず、大膽な投機や法外な徴利にも據るといふ生活態度は、縦令それが善意から出たものであつたにしても、彼等にとり納得出来ることではなかつた。「貨幣は貨幣を生むことが出来ない」。教會も亦聖アンブロジーオの有名なこの言葉に據つて、「大商人のかかる行動に對し少しも辯護しないばかりか、イタリー商人の教會内立入をさへ敢て禁止した。然し經濟の實情は倫理的要請の限界を越えて進展し、カトリック教徒も亦傳統の道徳を放棄しない限り生活を維持し難い程であつたので、彼等の間に良心の呵責は徒らに深まるばかりであつた。

カトリック教理に忠實な第十六世紀アンヴェルスの大商人にとつて、理想と現實との不一致は、かくして重大な問題であつた。一五三三年にはアンヴェルスのスペイン商人が取引の契約についてソルボンヌの神學者に指示を求めてゐる。一五四八年にパリ市長は八分の利息徴収が差支えないかを同じ神學者に質問してゐる。一五七六年にはアンヴェルスの大商人が相寄つて、事業の運営方針に關し幾多の疑問を提起し、無名の一神學者がこれに應じて答えてゐる。そして毎日曜の説教がこの人々の良心の不安を一段と募らせて行く。理想と現實とを調和しようとする故に味はざるを得ぬかかる苦惱は、第十六世紀アン

ヴェルスの大商人において特に大きかつた。第十六世紀のアンヴェルスは従つて商權擴張の舞臺であつたと同時に、新舊兩思想の錯雜する面倒な小世界たるの觀があつた。新興階級がその地位の確立のために新教擁護といふ手段を採つたのに對し、既成勢力は上述の如く飽くまでも傳統の道徳を固執しようとして煩悶した。取引における暴利は許さるべきか。爲替の利子は本當に避けねばならぬものか。カトリック神學者はこれ等の問題について解決の必要に迫られ、新しい經濟活動を指導し統制しようとして積極的な態度に出た。神學者は複雑なかかる事態に對し一體如何なる説明を試みてゐたらうか。これを第十六世紀アンヴェルスの二神學者の場合について以下暫らく考察しよう。

(註1) Pirenne, H. *Geschichte Belgiens*. Bd. III. S. 334.

(註2) Ebd. S. 418.

(註3) Ebd. S. 431.

(註4) Ebd. S. 436.

(註5) Ebd. S. 441.

(註6) Ebd. S. 523.

(註7) Ebd. S. 529.

(註8) Ebd. S. 526.

(註9) Doehard, R. "Commerce et morale à Anvers au XVI^e siècle" *Revue Historique*, Octobre-Déc-

mbre 1950. p. 226.

(註10) Goris, J. A. *Etudes sur les colonies marchandes méridionales à Anvers de 1488 à 1567*. Louvain. 1925. p. 504.

(註11) Ibid. p. 510 et suiv.

(註12) Doehard, R. *ouv. citée*.

(註13) Ibid. p. 233.

II

教會が提案した理想は、土地を財産とした中世盛期の農民社會を、大して拘束しなかつた。餘分の小麦や葡萄は賣られもしたが、然しそれは裝飾品や武器又は別の土地を買ふためであつた。外國人の營なむ奢侈品の賣買を除けば、取引に専従する者は殆んどなく、又貨幣を目的とする取引も稀であつた。ただ飢饉の際には物價の上騰や需要の急激な増加に由つて商取引は儲かつた。然しこの飢饉時に獲得する商人の些細な利益も一般には憎悪すべきものとして排撃されてゐた。教會はかかる商人の狡猾な態度を不當として世人の歡心を買つたが、實はそのやうな非難もこの時期には特定の個人に向つて放たれたに過ぎなかつた。

然しながら第十一世紀以來形勢は徐々に變化し、商業が人間の實生活において占める地位は著しく上昇して來た。地中海に起つた商業は全ヨーロッパ的な商業の復活を誘致し、又ヨーロッパ

第十六世紀アンヴェルスにおける商業と道徳

ンバ人に徴利貸借や利益獲得の方法を大々的に傳へ、遂に商業の一部の人々の間に生活維持のための手段として採用され、資本の比較的顯著な増加と相俟つて、やがては法外な利益の獲得すら敢て企圖されるに至つた。この場合教會は新しい事態に容易に順應し得たであらうか。道徳は新しいかかる事態に簡単に妥協し得たであらうか。そして又生計の資を事業の利得に求める都市民はこの新しい事態に平然たり得たであらうか。

道徳と實生活との間にかくして調整が必要となつて來た。聖トマが第十三世紀において既にこれを企ててゐるが、最初は然し正價の舊い概念を現實に適合させようといふ努力に終始してゐた。聖ゲロ・ドリアックが例へば正價の概念を説明するのに、物が賣られる場所におけるその物の安定した價格であると述べてゐたことを想起するならば、かかる見解が正價の舊い概念に對する聖トマの批判から奇しくも派生した解釋であることに容易に同意されようが、結局において聖トマは、商品の價格が變化の多い種々な價格、例へば労働の費用や他の出費の總合計に等しいこと、然し商品の價格は物の多少に由つて變化せざるを得ないから、従つて如何なる商品の價格も人間の欲望に全く影響されず、販路の獨占若しくは縮小に由つて自由に現はれるが、然し一度決定すれば、販路の如何なる状態もこれに何等の變更を加へることは出来ないといつてゐるだけであつた。又借用の必要増加と共に一般化した貨幣の貸借に關し聖トマは、

融通しただけのものが返済されるならば、貸主には何等の損害も及ばないのであるから、借主に對する利息の強要は正義に悖り、従つて不當である。但し必要に迫られて融通を受けた人が貸主に報酬を出すことは、恩顧に對する謝禮を意味するのであるから、従つて徳義に反するとは思へないといつてゐるが、然し金銭を何等かの組合の形式に依つて他人に託した人の場合に於いて聖トマは、託したこの人は金銭の所有權をその相手方に移したわけではなく、相手方が金銭を引受けて利用するものもこれを託した人の危険においてであつて、従つて託した金銭より生ずる利益の一部を出資者は自己に屬するものとして正當にこれを所望し得ると主張した。然し「分擔せる危険」といはれたこの場合を含め、如何なる貸借においても利息の過度な要求は嚴禁されてゐた。

第十四・五世紀の教會法學者は、謂ゆる「停止せる利益」の場合を加味することに依つて、正價の舊い概念に對する聖トマの上述の解釋を完成しようとしてゐた。そしてこの時以來、他への融通に依つて利潤を得べき機會を失つた貸主も亦損失の補償を要求する自由な權利を持つてゐると考へられるに至つたのであつたが、然しかかる際にも貸主が取得すべき利潤は商業若しくは交換に依つて現實に獲得され得る利益の範圍に限られてゐた。

事實、卓れたこの原理に依つて道徳と實生活との間の調整が

全く忘れられてしまつてゐたといふわけでは決してなかつた。形式主義者の中世人は、事物の外觀が教義や原則に合致してゐれば、それで十分に満足であつた。聖トマや第十四・五世紀の教會法學者が提案した上述の調整は、取引の眞の意義を隱蔽するに好都合な煩雜な契約の諸方式と共に、キリスト教の商業道徳と事業の實際との間に生じた溝渠を埋めることに一應は成功してゐた。然し第十六世紀にはこの溝は取引規模の擴大と取引數量の急激な増加とに依つて益々深められて行つた。そして從來の商業道徳は、このやうに深化された溝渠を埋めるには餘りにも微力であつた。この時期には、一方において歴大な海外販路の開拓と大量の貴金屬の流入とに依つて貨幣の供給は豊かになつたが、然し他方においては國家の貨幣に對する必要の増加に依つて貨幣需要は同時に増大し、激増した貨幣供給を相殺した。商品の需要と供給も一時に増加した。利益も亦中世の大商業のそれを遙かに凌駕した。特に爲替相場の激變を狙つて業者の獲得した利益は甚しく、僅か一週間に他人の金銭に依つて五分以上儲けることも比較的容易であつた。時間と場所とに對する二重の投機が極く普通に行なはれるやうになると、商品は大幅にも時には餘りにも高く、時には餘りにも安く賣買された。アンヴェルスにおいては先物取引を「賭をする」取引、ルアンでは「賭の約束」といひ、スペインにおいてはこれを出生兒の性別に對する賭に譬えて「出産」と呼んでゐた。又商品の

出來、その間に不都合なことは何一つとして起らなかつた。正價を尊重する都市當局は、品質の調査を行なつて商品の價格を決定した。組合の形式に依つて他人に金銭を託した場合における相應な利益の配分が最初から容認されてゐたため、需要増大の傾向と共に組合組織は急速に發展し、註文取引の普及と呼應して事業は極度に大規模化して行つたが、然し支拂方法は却つて一段と煩雜になつて來た。第一に、貨幣を或る場所において引渡し、次いでこれが流通する他の場所においてそれを受取る必要が屢々であつた。そして貨幣のかかる兩替契約が圓滑に行なはれるため、兩替業者には中間利潤の實現が間もなく暗黙のうちに容認されるやうになつた。尙又先物取引、貸借・預金等々の手續が順序よく行なはれるために形式の尊重が廣く痛感されるに至つたのであるが、固より如何なる契約・如何なる手續も嚴密に好意的たるべきであつた。然し商業活動のこのやうな多様化と共に複雑化して行つた諸形式に依つて、不埒な一部の商人は取引の眞の意義を容易に隱蔽することが出來た。そしてその偽裝は、何人にも都市當局や教會にも簡單に見破れる程顯著になつて行つた。然し黙認出來る間は誰も出來るだけこれを黙認しようとした。他方、このやうに不埒な商人も、慈善基金や教會に對する寄附を多少とも増加することに依つて良心の呵責から逃れようとした。又氣弱な商人は無論のこと、大衆から高利貸と非難された程の人々も含めて、迷惑に對する償ひが

買占が廣く行なはれ、品質を胡亂化さうとする者すら出て來た。アンヴェルスやリヨンのやうな商業の中心地においては、暴利を貪る商人の擡頭には特に著しいものがあつたのである。規模の擴大に由つて取引がこのやうに單に中世的な型に入り込めなくなつて來たばかりでなく、第十六世紀の人々は、彼等の直面したかかる事態について一段と眞剣に考へるやうになつてゐた。彼等は又形式の重視といふことに何等の安心も満足も得られなくなつてゐる。彼等は敢て事物の本質にまでも向ふことを欲した。かくてキリスト教の商業道徳と事業の實際との間の相剋は一層顯著に感ぜられるやうになる。更にこの頃廣く普及されてゐたローマ法においても國家の直接の行動においても多かれ少なかれ公然と微利貸付が認められるやうになるにつれて、かかる相剋を感ずる程度は一段と耐えられないものになつて行つた。そしてこのやうに道徳と實生活との間の相剋が烈しくなつて來た時、第十六世紀の聖界の指導者達はそれぞれ

の立場に據つてこの問題に對し一應の結論を與へる必要を痛感するに至つたのであつた。

新教の道徳家達は、これについて独自の見解を固執してゐた。強硬なルッターは、新しいかかる事態に際しても在來の原則を嚴重に踏襲し、フッガー家を高利貸と看做して些細な行動をも嘲弄した。一層實際家のメランクトンは或る程度の微利を許容してゐるが、一切の妥協を斷乎として排斥したのはカルヴ

インを以て最初とする。カルヴィンはスコラの議論を容赦なく攻撃するため説教において寛容な態度を捨て、従来の論者が使用した「利子」なる語は、新時代における利子の概念と合致せず、寧ろ却つて「損害」の概念と一致するものであること、利子は縦令公正な限度を超過した時においても、高利若しくは損害にならないこと、又聖アンブロジーの「貨幣は貨幣を生むことが出来ない」といふ言葉は十世紀以上に亘つて人々の心に影響し且つ満足と與へて来たが、今や貨幣が必要品買入のための手段としてではなく財産を保存するための最上の手段として尊重され始めた以上、もはやこの言葉は現實の事情に全く合致し得なくなつたこと等を指摘したのである。

カルヴィンのこの主張は新事態に適合し得ても、然しカトリック教會の支持は到底望めざうもなかつた。カトリック教會にとつてはカルヴィンのこの主張から採るべきものは何一つなかつた。カトリック教會は實生活の大抵の場合を辯護し得るためにスコラの議論を一層妥協的なものたらしめようとしてゐながらも、尙實際にはスコラのそれから離脱し得なかつたのである。即ちカトリック教會が基準としてゐた原理は依然として中世神學者のそれであつた。従つて金融取引において一般化してゐた高利も、偽裝し終せる限りはこれを看過したが、見破つた場合には猛烈に非難するといふ態度に出たのである。然しこの論理は餘りにも曖昧であつた。そのために傳統的なかかる原則

を擁護することの必要がカトリック神學者の一部に痛感され始めた。

この問題は十六世紀の國際商業都市アンヴェルスにおいていち早く起つた。當時アンヴェルスには十數ヶ國の商人が利益獲得を唯一の目標として構めき合つてゐた。又ここではあらゆる階層の人々が——貴族の未亡人も官吏や軍人も——財産を賭けて利益の獲得に熱中し、時には自分の子供達の持物をも冒險な事業に賭けた程であつた。従つて低陸地方の文化的中心たるここアンヴェルスにおいては、カルヴィンの主張がこの上もなぐ歓迎され、そして一五七五年ジュネーヴにおいて發行されたカルヴィンの「高利に關する答論」が公然と流布し、反對にカトリック的議論は他のどこにおけるよりも無視され、時には敵視されさへしてゐたのであつた。かかる事情からしてアンヴェルスにおいては、道徳と實生活との調和や調整が早くからカトリック教會内部において論議されてゐたわけである。然しカトリック教會内部においても現實に貨幣に差支えるため、事實においてはアンヴェルスの他の商人と共に高利や不正に陥ることも免かれなかつた。従つて良心の不安と苦惱とに氣づいてかかる不正な取引を辯解することにこそ、カトリック教會なりカトリック擁護者なりの最後の目標があつたといはざるを得ない。

(註1) Doehaerd, R. ouv. cité. pp. 226-227.

(註2) See, H. Les origines du capitalisme moderne

p. 38.

(註3) Doehaerd, R. ouv. cité. p. 227.

(註4) Somme théologique. 2. 2. qs. 73 et 77.

(註5) Ibid. qs. 78. art. 1. resp. 5.

(註6) Ibid. qs. 78. art. 2.

(註7) Ibid. qs. 78. art. 2. resp. 5.

(註8) Doehaerd, R. ouv. cité. p. 228.

(註9) Hauser, H. Spéculation et spéculateurs au XVII^e siècle (Travailleurs et marchands de l'ancienne France) p. 220.

(註10) Ibid. p. 225.

(註11) Ibid. p. 223.

(註12) Doehaerd, R. ouv. cité. p. 228.

(註13) Hauser, H. Les origines du capitalisme moderne en France (Les débuts du capitalisme) p. 24.

(註14) Hauser, H. Les idées économiques de Calvin (Les débuts du capitalisme) p. 59.

(註15) Ibid. pp. 59-60.

(註16) Ibid. p. 60.

(註17) Doehaerd, R. ouv. cité. p. 230.

(註18) Hauser, H. Les idées économiques de Calvin (Les débuts du capitalisme) p. 48.

第十六世紀アンヴェルスにおける商業と道徳

III

當時スペインの王室は、低陸地方にあつて、新教徒と戦ふ自國軍隊に支給する多額な給料を、アンヴェルスの大商人から調達しようとしてゐた。この出費はフィリップ二世にとつて甚だ膨大なものとなつたので、第十六世紀のヨーロッパにおいて最も富裕といはれたこの君主も、事實は貨幣に最も不足する國王として、軍資金の調達に苦勞してゐたのである。印度から舶載される貨幣が國王の金庫を補充しはしたが、然しこれは不規則であつて、結局將來に獲得の豫定される貨幣にほかならなかつた。然し國王は、豫定したかかる貨幣を基として必要とする現金を調達しなければならなかつた。従つて國王にとつては、スペイン以外の土地、特に低陸地方においてこの豫定貨幣を用立てねばならぬ必要に迫られた時、これを支拂約束の形式に依つて現金化する以外に方法がなかつた。この際國王はアンヴェルスに代理店を持つスペイン商人を利用した。即ち富裕なこれ等商人は三ヶ月又は六ヶ月期限で返済を保證した爲替手形を國王に手渡す。國王はこの手形をオランダ總督に送つてアンヴェルスで現金化せしめ、以て必要な軍費を賄はせたのである。

然しながら總督の貨幣に對する必要は緊急であつた。このため總督は國王から受取つた手形を直ちに現金化しようとした時これに應ずる者の少ない場合には、總督は多額な割引や不利な

讓渡にも敢て同意しなければならなかつた。又總督のかかる要請に應ずる者があつても、多くの場合において手形金額の全額が現金化されるとは限らなかつた。そしてその残部は勝手な高價で見積られた毛織物で交付されるのであつた。のみならず國王からの爲替手形は延着することが普通であつた。このため總督は受取る筈の手形をあてにして借金をするか若しくは手形が到着した後返済することを確約して借用する外はなかつた。しかもこれに關與することはかなりの危険を伴つたので、總督の借金申入に應ずるアンヴェルスのスペイン商人は法外に高い利息の支拂を強要し、時には二割の高率に及ぶことすらあつた。この他方總督の側において背信行爲に出ることも稀ではなく、元金の返済を拒絶することもあつた。

新教徒と戦ふスペイン國王のために必要な資金を調達し、これに依つて巨富を博したのは實にスペイン商人であつた。然しこれ等のスペイン商人は、理想と現實との不一致に慚む敬虔なカトリック教徒であつたのである。そして多くのこれ等カトリック教徒達の間においては、如何にして良心のかかる苦惱を緩和したらよいかが大なる關心事となつてゐた。端的には在來の原則を如何にして補正し如何にして強化するかが、これ等カトリック教徒にとつて問題であつたのである。然らばカトリック教會の道德の擁護者となりながら、實生活における正と不正との間の微妙な區別を行なふための確實な基礎を、第十六世紀の

アンヴェルスでは一體どこに求めようとしてゐたのであらうか。このためにカトリック協會の道德の擁護者は、ラトランの宗教會議が一五二五年に嚴重に再確認した聖アンブロジーの舊い原則——「貨幣は貨幣を生むことが出来ない」——を果してそのまま固守しなければならなかつたのであらうか。然しこの原理はカルヴィンに依つて既に幾多の缺陷が指摘されてゐたのではなかつたか。爲替業務・スペイン人の手形割引や國王の借款を、然らば如何に説明するのか。

この點に關しアンヴェルスの一神學者は卓越した見解を持つてゐた。當時の複雑な經濟事情についてこの神學者は實際に如何なる説明を試みたか。一層具體的には、商人の利息徴收や、新教徒鎮壓といふ大事業の遂行のためには或ひは免かれなかつたかも知れない國王の背信行爲について、この神學者は如何なる見解を持つてゐたのであらうか。これ等について以下に簡単に紹介する。

カトリック教會が最も寛大な議論を與へて來たのは、周知の如く、正價に關聯してであつたが、然しかかる主張が適用される商品の範圍は非常に制限されてゐた。ところでこの神學者は、鑄貨や紙幣をも賣買の可能な商品、従つて一定の市場において需要と供給とに依つて變化する一定の價格を持つ商品と看做すことに依つて一切の困難から逃れようとした。そして「アンヴェルスでは百クラウンが百クラウンに當るが、然しスベ

インでは百二十クラウンに當る」事實に注目し、これは「その國における豊富な貨蓄に依る」ことを述べてゐた。即ちこの神學者は、スコラの議論を敢然と擁護するため、貨幣價値の變化について最も新しく且つ注目すべき見解を援用してゐるのであつた。第十六世紀のアンヴェルスにおける商業の實際から推斷された貨幣價値の變化に關するかかる原則は、然しこの都市において又この神學者において特有なものとはいへない。スペインとアメリカとの間の關係において第十六世紀の全體を通じ實證されてをり、又この種の議論をジャン・ボードンは一五六八年の著作において大規模に展開してゐた。更に第十七世紀初頭のオランダにおける著名な神學者レイウスの「正義について」においても亦かかる説明が試みられてゐる。

次いでこの神學者は爲替や割引の業務について言及してゐるが、この場合彼は手形の價格も亦、鑄貨や紙幣と同じく、市場に流通する量の多少に依つて變化することを強く主張し、従つてここにおいてもやはり正價の原則が通用しなければならぬといつてゐる。

この神學者は徴利貸借について、他の多くの神學者と異なり、これに嚴密な制限を設けることには斷乎として反對であつた。では彼は徴利貸借をどう見てゐたか。彼は貸借が本質的には無償でなければならぬことを再確認してゐるが、然し貸借が如何なる場合においても無償でなければならぬと主張して

あるのでは決してなかつた。即ちこの神學者は、一五四〇年にシャルル五世に依つて決定され、又フィリップ二世に依つても支拂はれた利率一割二分が、利率の最高限として適當であると考へてゐた。然し貸借が許される場合には自ら制限があるのであつて、この神學者に依れば、必要な如何なる場合にも貸借は許されるが、但し利益を目的とする場合には融通は禁ぜられる。この理由として彼は、利得に依つて如何なる人々も奢侈に走り、借金を依つて儲けたものを喪ひ、遂には破産してしまふからと述べてゐた。勞せずして得た利益に依つて墮落する人々の多いことを、この神學者は第一に懸念したのであつた。

- (註1) Doehaerd, R. our. cité. p. 230.
- (註2) Ibid. p. 231.
- (註3) Ibid. p. 231.
- (註4) Ibid. p. 231.
- (註5) Ibid. p. 232.
- (註6) Ibid. pp. 232-233.
- (註7) Ibid. p. 233.

四

新教思想の普及は、國際都市アンヴェルスにおいて特に著しく、新興階級に多くの支持者を得たけれども、傳統的思想は大商人の一部に依然として根強かつた。徴利貸借は如何なる場合

にも認めらるべきか。微利貸借が許される特定の場合においても利率には自ら制限が設けらるべきではないか。商人の一部からかかる疑問が提起され、一神學者が前述の解答を與えてみたといふ事實こそ、傳統的思想がアンヴェルスにおいて未だ見棄てられてゐないことを示す。それと同時に進歩性を謳はれた第十六世紀のこの都市が、その反面において意外に強い保守的な一面を持つてゐたことを證するものである。

洵に、第十六世紀アンヴェルスの大商人は、その事業遂行に際して案外に消極的であり、且つ彼等の營む事業から受ける良心の呵責には、謂はば中世的なものがあつた。然し第十六世紀のアンヴェルスは、他面において、利に聡い新教徒にとり讚美すべき自由な天地だつたのである。そしてアンヴェルスといふ低陸地方の小世界における新舊兩思想のかかる對立は、カトリック勢力に依る新教迫害、これに對抗する新教徒の祭壇破壊に依つて、第十六世紀の六十年代に絶頂に達したのであつた。

(註1) See, H. OUV. cité, p. 47.
(註2) Vgl. Pirenne, H. a. a. O. Bd. III. S. 533.

三田學會雜誌前號 目次

第四十四卷・十月號

生産者財配給の特異性……………鈴木保良
配給費と配給過程合理化の問題……………片岡一郎
價格と企業行爲……………山部徳雄

(學界展望)

封建社會成立史論をめぐつて……………服部謙太郎

(資料)

貿易政策の効果分析を中心として……………白石孝

第四十四卷・十一月號

戦後における工業労働事情の研究……………森五郎
戦時共産主義時代の工業組織……………加藤寛

(紹介)

ハンス・ゴーン
『ナショナルリズムの理念』……………矢内原勝
E・F・フレイジャー
『アメリカに於ける黒人家族』……………飯島瑞子

英國功利主義の社會思想的意義

—J・S・ミルの社會觀に關聯して—

服部成三郎

緒言

一般に、思想とは、真空内の論理として、存在するものではなく、數々の現實的諸規定を内蔵した、具體的—國民的、階級的—イデオロギーとして、立ち現れる。而して、思想を研究する者も又、諸々の社會的環境と、密接な關係を結びつゝ、特定の問題意識を持つて、之に臨むのである。従つて思想史が、單に記述の領域を越えて、批判的思想史として、成長して行くのは、極めて當然過ぎる事だと言つてよいだろう。併し乍ら、實は、眞の批判的態度と云ふものは、容易に到達する事を許されないものであつて、方法論上の深き洞察を経る事なく、之を行ふならば、極めて、安易且つ、獨善的なものに成り終る危険が、大きいのである。或る一定の、存在狀況の、本能的、生得的肯定の上に立つて、直接的に、他を非難する如きは、客觀性を持つた批判の名には値し得ないものである。國民經濟の諸問題が、單に一國の仰見的要求によつて云々されるべきでは

英國功利主義の社會思想的意義

なくして、資本主義の世界史的発展の環の中に於ける、當該問題の存在位置を、有機的に把握する事によつて、始めて論議されるべきであるのと、全く同様に、我々は、思想の領域に於ても、「英國經驗論」「獨逸觀念論」等と云つた、思想體系を、そのまゝ受取つて、一方で一方を批判すると言ふのではなく、先づ、之等體系の基盤自身の問題を探究しなければならぬのである。思想も、哲學も、個々の命題は、論理的産物であるけれども、之を體系たらしめてゐるのは、單なる論理の問題を越えたXである。此處に、近代市民社會の構造的現實的諸關聯が、決定的に働いてゐる。英國經驗論と獨逸觀念論の問題も、之を其處まで解剖して、近代市民社會の理論の諸様相として、謂わば、「統一的對立」とも言うべき見地から、理解し直さなければならぬ。「近代性」と云う、普遍的課題をめぐつての、客觀性ある問題史の研究は、近年、多大なる發達を示したが、社會思想史もこの例外であつてはならない。或る思想の「正しさ」とは何か。それに論理的な問題では有り得ないし、又單に素朴な意味に於ける實踐的な問題でも有り得ない。この關聯を追究して行く事こそ、思想史の現代的課題であると言わなくてはならない。

以下の小稿は、斯る見地から、英國功利主義思想の、根本的特質を素描しようとしたものである。この様な方法意識の結果として、その論述は、極めて理念的な性格の強いものである事